

ゆたかな教育をめざして

—「民主教育をすすめる道民連合」の歴史ととりくみ

島川 洋子

◇ 危機感の道民連合の発足

「教育をみんなのものにし、ゆきとどいた教育をすすめるために」を目的に、「民主教育をすすめる道民連合」（以下、道民連合）は一九七五年に結成されました。一九七一年の「能力主義」、「選別主義」、「国家統制」の教育体制を狙う中央教育審議会答申に危機感を持つて結成された「民主教育をすすめる国民連合」（二〇〇二年に解散）に呼応し、道民連合もその活動をスタートしました。発足にあたっては、全道労協、北教組、自治労、労文協、全開発、道炭労、道主婦協、母と女性教職員の会が準備会のメンバーとなり、結成のよびかけを行いました。

教育政策の反動化に抗して、「教え子を再び戦場に送らない」という誓いのもと、民主的諸団体の結合体として道民連合は、発足から今日に至るまで、教育を国民の手に取り戻すための運動を積み重ねてきました。

現在、全道には市町村住民会議が一二四、管内連絡協議会が七カ所あり、ともに運動をすすめて

います。

◇ 平和と自由を守る運動の継続

「二五の春を泣かせない」「みんなそろって地元の高校へ」という合言葉から始まった「ゆたかな高校教育をめざすとりくみ」は、全道集会・各地域での集会の開催と、道教委をはじめ各地教委への要請行動を毎年実施しています。道内多くの地域では人口が減少し、子どもの数も減少はしていますが、地域から高校がなくなってしまうことは、子ども・保護者ばかりでなく地域にとっても大きな痛手となっています。現在、五〇の自治体から公立高校がなくなっています。子どもたちの教育を受ける権利を基本に北海道における後期中等教育のあり方とともに、地域活性化の視点でもとりくんでいかなければなりません。

「平和憲法を守り教育を創る」運動も大切なとりくみです。毎年、連合北海道、平和運動フォーラム、北教組、道私教協、札幌市高教とともに「平和憲法と教育の自由を守る全道集会」を開催しています。「教育基本法」の改悪（二〇〇六年成立

を阻止するとりくみは、改憲の一里塚となることから国会での座り込みも行い、全国・全道そして各地域で集会をはじめとする行動をしました。座り込みを初めて経験した参加者からは、「抵抗するたかひが実感できた」との声もありました。

また、一九九九年に多くの反対の声を無視し成立した「国旗・国歌法」は、案の定「日の丸・君が代」強制につながっていることから、「内心の自由」を守るため、強制反対のとりくみも継続しています。とりわけ現政権は、「戦争のできる国」に向けて改憲へと勢いつていることから、声を上げて行動することがいっそう重要になっています。

◇ 教育委員会の民主化をめざし

道民連合では、月二回開催される北海道教育委員会の傍聴を一九九二年から続けています。

戦前、教育行政が教育の内容の面にまで立ち入り、国家主義的・軍国主義的なイデオロギーによる教育統制がされたことの反省に立って、戦後、教育が「不当な支配に服することなく」自主性を保障し、中立性を確保するため、首長とは別な合議制の執行機関である教育委員会制度が創設されました。

教育委員会は当初、一九四八年に公布された「教育委員会法」によって、地方の教育行政を担う教育委員は住民の「直接選挙」で選ばれていました。しかし、八年後の一九五六年に、公選制教育委員会制度は、アメリカによる日本占領時代の終了とともに戦後改革を見直すという「逆コースへの改革」によって廃止されます。与野党の激しい対立のなか、新たに「地方教育行政の組織及び運営に



2019年の全道集会の様子

関する法律」が強行に成立され、首長が議会の同意を得て教育委員を任命する方式に改悪された。同法はさらに、安倍政権下の二〇一五年、首長・教育長の権限を強化した教育委員会制度に転換する規定へと改悪されました。

このような経過の中で、教育委員の準公選制をめぐし、教育の「政治的中立性」、「安定性・継続性」、「民意の反映」を担保した教育委員会制度となるよう要請行動を強化してきました。

◇ 民主的諸団体との協力で運動を推進

道民連合では毎年、「子どもの『貧困』『教育格

差』是正と教職員の『超勤・多忙化』解消を求め、憲法理念に基づくゆたかな教育の実現をめざす」署名活動と、道教委への要請行動、そして全道集会を連合北海道、北海道平和運動フォーラム、北教組とともに実施しています。

今年（二〇二一年）の全道集会は、九月一七日にオンラインで「コロナ禍における子ども・保護者・学校の実態と課題、解決に向けてどんな取り組みができるのか」をテーマに、保護者と教職員によるパネルディスカッションを開催しました。

この集会では、道民連合会長の岩本一郎さん（北星学園大学教授）から「一人ひとりの子どもの成長する力を信じて、『待つ』ことが大切。コロナ禍がやがて収束することを待ちながら、学校が学校としての本来の姿を取り戻すまで、私たちに与えられたこの『待ちの時間』を使って、それぞれが力を蓄え、その時を待とう」との話がありました。

私たちの活動において、憲法、平和、人権、教育の問題について市民団体や民主的諸団体等と連携して運動をすすめることは大変重要なことです。道民連合の前会長である結城洋一郎さん（小樽商科大学名誉教授）の提案で、本誌『北海道自治研究』に「いま教育の現場から」（二〇二二年一月スタート、原則隔月掲載）がシリーズ連載されたことも、道民連合の活動の一環としてとても意味のあることでした。

また、二〇〇九年から一〇年間、北教組が主催した「子どもと保護者のための電話相談室」の運営に関わったことも、貧困・格差が子どもたちや保護者にとっていかに困難な状況を招いているか、リアルな訴えを通じて聞き、問題を共有し、

多少なりとも改善に向けた活動につなげることができたと思っています。

◇ これからの道民連合を考える

五〇年にわたる道民連合の運動は、平和と民主教育を守り創るために必要でした。憲法「改正」への第一歩として「教育基本法」が二〇〇六年に「改悪」されました。本来、子どもたちが教育の主体であることを忘れ、「国にとって都合のいい人づくり」のため教育が利用されています。政界や経済界から様々な攻撃が教育の自由に向けて次々に仕掛けられている難しい時代ではあります。地域における住民会議を中心に広く道民が連帯し、地道にしつこくたたかっていくしかありません。

子どもたち一人一人のゆたかな未来を保障し、将来の主権者であるためには、教育を受ける権利、真実を知る権利など「子どもの権利」が遵守される平和な社会でなくてはならないのです。まだまだ、道民連合のたたかいは続きます。

島川洋子（しまがわ ようこ）

三八年間、小・中学校で「保健室の先生」として勤務。途中四年間、北教組で養護教員部長として中央執行委員。このほか、三〇年間、「江別登校拒否と教育を考える会」で仲間とともに活動中。二〇〇七年より「民主教育をすすめる道民連合」事務局長を務める。